

○合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則を、次のように定める。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則

北海道税条例第6条の2の規定に基づき、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）第3条及び第5条の規定による自動車税の徴収事務について知事の行うべき職務は、当該自動車の主たる定置場の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長に委任する。

注 平成31年10月1日から施行

北海道税条例第6条の2の規定に基づき、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）第3条及び第5条の規定による自動車税の種別割の徴収事務について知事の行うべき職務は、当該自動車の主たる定置場の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。